

# 業務指示書

## インドネシア国首都圏東部新港開発事業準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年6月9日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 實川 真理子 Jitsukawa.Mariko@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年6月15日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

#### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

競争参加者（共同企業体を結成する場合は構成員を含む。）は、プロポーザルの提出に先立ち、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」

(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照して、資格確認の手続きを行い、「整理番号の通知」を受けてください。既に整理番号を受けている競争参加者は、資格確認の手続きの必要はありません。

通知を受けた整理番号は、プロポーザルに記載してください。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（○）法人格を有すること（日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であることを求めない）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）認めません。

（ ）認めます。

（ ）認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ）者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（○）業務指示書第3 6.（2）に記載の条件に基づき認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

### 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）全ての業務従事者について、補強を認めません。

○以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

#### 【業務主任（総括）について】

○業務主任者（総括）については補強を認めません。

（ ）業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

#### 【その他の業務従事者について】

（ ）次の団員については補強を認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### 4 外国籍人材の活用

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）外国籍人材の活用を認めます。

○業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

（ ）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：港湾開発関連事業

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／港湾計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：港湾計画
- 2) 対象国又は同類似地域：インドネシア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 港湾施設設計】

- 1) 類似業務の経験：港湾設計
- 2) 対象国又は同類似地域：インドネシア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年6月24日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

自然条件調査(第2 5.(5))

( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

( ) 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(IDR1 = 0.008421 円 , US\$1 = 111.099 円 , EUR1 = 125.356 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： 6月30日(木) 14:00～16:00

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： JICA本部 (麹町) 208会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35～45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/港湾計画

港湾施設設計

## (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

11.67 M/M

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年7月12日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

#### (2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))



(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

(○) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本件【ステージⅡ】で実施される（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表  
インドネシア国首都圏東部新港開発事業準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/港湾計画	(27.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( 7.00)	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7.00	7.00
シ) 業務管理体制	-	5.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 港湾施設設計	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00]	

## 第2 調査の目的・内容に関する事項

### 1. プロジェクトの背景

インドネシア共和国は、近年の急激な経済成長に伴い港湾の取扱貨物量が急増している。首都圏唯一の国際港湾であるタンジュンプリオク港（以下「現港」という。）の年間コンテナ取扱量は2009年3.8百万TEUから2014年には6.59百万TEUと5年間で1.7倍増加、現取扱能力（8.2百万TEU）の限界に達しようとしている。

首都圏港湾の取扱容量不足を補うため、現港の沖合（北カリバル）に新規コンテナターミナル（4.5百万TEU）建設が開始されているが、2020年以降は再び容量不足が予測される。また、ジャカルタ首都圏の道路は、慢性的な渋滞となっており、自動車産業等、本邦企業が多く集積する首都圏東部の西ジャワ州カラワン県から首都中心部に位置する現港へのアクセスの悪さが問題となっている。（別添1：地図参照）

かかる状況に対して、JICAによる「ジャカルタ首都圏港湾物流改善計画プロジェクト」（2012年3月ファイナル・レポート（F/R））（以下「港湾M/P調査」という。）の調査結果を基に、同国政府は2012年に運輸省港湾マスタープランを策定、首都圏物流環境の根本的改善に向け、首都圏東部に新港開発を提言した。これに基づき、2012年1月以降、JICA支援により、西ジャワ州カラワン県に新港を建設する「チラマヤ新港整備事業」の調査を進めてきたが、2015年4月、同国政府は、沖合の石油ガス施設と船舶航行の安全性に懸念が有る等の理由で、港湾候補地を一旦白紙化、その後、同国政府運輸省が独自に新港建設予定地選定調査（2015年8月～12月）を実施、2016年2月に日本政府に対し、新港候補地を西ジャワ州スバン県パティンバン地区とし、円借款支援を期待する旨の意向伝達があった。

同国政府は、中期国家開発計画（2015-19年）において、経済成長を促進するインフラ整備を国家開発の優先事項とし、また、ジョコ現政権は「海洋国家構想」を掲げ、港湾整備によるコネクティビティ強化・輸送インフラ拡充を重視している。本事業はこれら政府重点政策に基づくものである。

本調査は事業の目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境社会配慮等、円借款事業として実施するための審査に必要な調査及び詳細設計・入札図書（案）作成を行うことを目的として実施するものである。

### 2. プロジェクトの概要

#### (1) プロジェクト名

首都圏東部新港開発事業

#### (2) プロジェクトの目的

本事業はジャカルタ首都圏東部パティンバンに新港（コンテナターミナル、自動車専用ターミナル等）を建設することにより、首都圏の物流機能強化を図り、もって同国の投資環境改善を通じた更なる経済成長に寄与するもの。

#### 1) プロジェクト概要

1) 港湾建設：浚渫、防波堤、護岸、埋立・地盤改良、港湾内アクセス道路及び橋

梁等

2) コンサルティング・サービス（詳細設計、施工監理等）

3. 業務の目的

インドネシア運輸省が実施した新港建設予定地選定調査で選定されたパティンバン地区において新港開発を行うため、今次円借款にて支援を検討する事業（以下、フェーズ I）の目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境社会配慮等、有償資金協力として実施するための審査に必要な調査及び詳細設計（案）・入札図書（案）の作成を行うことを目的とする。また、合わせてアクセス道路整備の提案、後背地の開発検討、新規道路・鉄道を含む全体交通システムの検討等も実施すること。

4. 業務の範囲

本調査は、2016年5月付でインドネシア運輸省と JICA で署名された協議議事録 (M/M: Minutes of Meetings) に基づき、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務内容」に示す事項の調査を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) JICA の円借款検討資料としての位置づけ

本調査業務の成果は、本事業に対する円借款の審査が実施される際、その検討資料として用いられることとなる。本調査で検討・策定した事項がインドネシア関係機関への一方的な提案とならないように、インドネシア政府と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とする。ただし、本調査は円借款供与を約束するものではないことに留意し、インドネシア側関係者に本調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう留意する。

(2) 各関係機関との協力体制

本調査の実施には複数機関が関与することから、実施機関である運輸省との調整のみならず、その他関係省庁（国家開発企画庁（BAPPENAS）、経済担当調整大臣府、海事担当調整大臣府、西ジャワ州、スバン県、公共事業国民住宅省、財務省、外務省、環境省、農業省、海洋漁業省等）及び関係機関（港湾公社 Pelindo II、石油ガス公社 プルタミナ等）との調整や合意形成に十分に配慮し、十分に協議・連携して調査を行うこと。

(3) 調査活動のステージ分け

本調査は、上記「2. プロジェクトの概要」に示された事業のフィージビリティ調査（F/S）及び詳細設計業務（D/D）等を行うものである。

但し、F/S 結果等によって、D/D の業務内容、開始時期、更には D/D の実施の要否についても判断されるため、調査業務全体を以下のとおり、F/S 段階【ステージ I】、D/D 段階【ステージ II】の 2 段階に分けて実施することとする。

【ステージ II】業務は、①【ステージ I】後にインドネシア政府より本事業が STEP（本邦技術活用条件）に基づく円借款として正式に要請されること、②JICA の検討を踏まえ、日本国政府より円借款本体の供与を前提として OECD に対してコンセンサス通報がなされること、③需要予測、事業費などを踏まえた経済分析の観点から新港開発の妥当性が確認されること、④D/D の実施の条件についてインドネシア政府と合意すること、の 4 つの条件が満たされた場合のみ実施される。条件が満たされない場合は、【ステージ I】のみを以て業務終了となる。

なお、【ステージ II】の終了後、円借款活用により先方政府が雇用するコンサルタントにより本体入札支援が行われることを想定している。ただし、【ステージ II】終了から先方政府によるコンサルタント選定までに時間を要することが明らかとなった場合等、別契約（特命随意契約の可能性はある）にて入札支援業務を実施することも想定される。【ステージ II】の対象は、2019 年開港を目標とした一部のターミナル（以下、フェーズ I-I）のみとする。（別添 2：事業のフェーズ分け及び調査のステージ分けの概念図参照）

【ステージ I】の調査内容は以下のとおり。

#### 【ステージ I】フィージビリティ調査 (F/S)

- 1) 事業の必要性と背景の確認及び既存の調査報告書のレビュー（含、港湾及び周辺道路の需要予測）
- 2) 港湾施設配置計画
- 3) 事業実施計画の策定（フェーズ I 対象の各施設の基本設計 (B/D) 及び内訳（フェーズ I-I、I-II）の確定を含む）
- 4) 事業実施体制、運営・維持管理計画の検討
- 5) 事業効果の検討
- 6) 環境社会配慮調査実施
- 7) アクセス道路整備の提案（既存国道改良及び新設道路（約 8km）の設計（注：B/D の前段階）等）
- 8) 後背地の開発検討、新規道路・鉄道を含む全体交通システムの検討 等

なお、本調査業務の結果が円借款事業の審査の検討資料となるため、調査結果のとりまとめに際し、JICA に基本的な審査基準、取り纏めの様式等を確認すること。

#### (4) 港湾開発政策アドバイザー（JICA より運輸省海運総局に派遣中）による先行調査との調整

本事業の早期実現のため、本調査に先行し、港湾開発政策アドバイザーによる自然条件調査及び環境調査が実施されている。調査内容は以下のとおり。

- 1) 自然条件調査（2016 年 3 月～8 月終了予定）
  - ① 地形・深淺測量
  - ② 土質調査
  - ③ 底質調査

④ 海洋調査・河川からの潮流調査

⑤ 風況調査（既存データの収集）

2) 環境・社会調査（2016年4月～10月）

① 社会経済・環境状況の既存データ収集

② ベースライン調査（大気質、騒音、水質（海中、河川、地下水）、潮流、河川からの水量、底質、動植物（海中・陸生）、養殖地堆積物、社会環境）

本調査は、上記の先行調査で収集したデータ等の技術的な検証を行った後、業務に着手することとする。

また、先行調査以外の事項においても、港湾開発アドバイザーとは密に情報交換・意見交換を行い、調査・分析に際しては十分に助言を参考とすること。

#### (5) 全体施設計画

上記5.(4)1)のとおり、本調査に先立ち実施されている自然条件調査において、パティンバン地区の港建設予定地の基礎データを収集している。本調査の初期段階（開始から約2ヵ月を想定）にて以下の点に留意すること。

- 1) 自然条件調査等において収集された基礎データを使用し、初期段階でデータの分析及び海流や土砂の堆積状況等のシミュレーションを行うこと。特に、航路埋没の可能性や土捨場の確保（沖捨ての可能性）等の事業の設計、積算、実施計画等の検討において必要となる事項を十分に確認した上で分析を行うこと。特に土砂の沖捨ての場合は、環境面に影響が生じる可能性があるため、その点に十分留意する。5.(4)1)の自然条件調査で収集するデータに不足があればプロポーザルにて提案すること。万が一、調査中に不足データを補完するために追加調査が必要になった場合は、必要性を十分検討した上でJICAに提案すること。現地再委託による調査を行う際は、施工管理を十分に行い、調査結果等の品質確保に努めること。
- 2) 分析・シミュレーション作業においては、外部有識者の協力も得る予定であるため、右有識者と調整しながら進めること。
- 3) 分析・シミュレーションデータを基に、土地の状況に適し、早期施工が可能となる港湾形状を検討し、全体施設計画を行うこと。
- 4) 全体施設計画の中で、今次円借款対象（フェーズI）、及びそのフェーズIの中で、運輸省が2019年開港を目標とするターミナル及び開港に必要な周辺施設（橋梁、港湾内道路等）等（フェーズI-I）の対象を選定すること。

#### (6) 基本設計(B/D)・積算の優先対象

全体施工計画後、フェーズI-Iを優先してB/Dを行うこととする。また、フェーズI-IのB/D・積算と並行に【ステージII】の人月・スケジュール等の計画も提案すること。また、提案内容については、インドネシア側及びJICAとの議論を踏まえ検討すること。

#### (7) 環境社会配慮調査

環境社会配慮に係る調査にあたっては、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)(以下、JICA環境ガイドライン(2010年4月))に基づき、環境影響評価報告書(EIA)及び土地収用・住民移転計画(LARAP)の作成要否及び調査項目を確認のうえ調査を実施し、EIA案、LARAP案として取り纏め、実施機関による承認取得の支援を行う。その際、上記5.(4)2)のとおり先行実施されている環境・社会調査によって収集したデータを用い、本調査開始後5ヵ月以内に公開することを目標に、早期にEIA案及びLARAP案、及び関連書類の作成にとりかかること。また、再委託で承認手続きのライセンスを持つローカルコンサルタントを雇用し、実施機関と協議の上、EIA、LARAP、及び関連書類の最終化、住民・ステークホルダー協議の開催、及び環境省への提出・コメント反映等の承認手続き等を行うこと。なお、本事業は同ガイドラインに基づきカテゴリAに分類されている。

特に、「チラマヤ新港開発事業」(2016年2月ファイナル・レポート(F/R))における環境社会配慮助言委員会(2012年8月)答申案に記載されている漁業、自然環境(サンゴ礁、水田)、住民移転・用地取得等については、十分に配慮・検討を行うこと。

#### (8) アクセス道路整備の提案

本調査対象のパティンバン地区はジャカルタから高速道路で60km東に位置するチカンペックから、国道1号線を60km北上した位置にある。本調査では、初期段階で行う需要予測を基に、既存国道(1~2車線)の改良の提案を行うこと。

また、国道1号線から港建設予定地まで約8kmは道路が整備されていない。すでにスバン県により約8km区間の予定法線での土地収用は終了したとの情報はあがるが、土地収用及び環境社会配慮関連において必要な手続き及び許認可の実施有無等の確認を行うこと。また、右道路は、工事用道路および供用後のアクセス道路として使用されることを想定し、右道路の法線計画及び右道路と国道の接続部分の改良の提案を行うこと。

#### (9) 後背地の検討、新規道路・鉄道を含む全体交通システムの検討

本調査では、初期段階で行う需要予測を基とし、後背地の産業開発見通しや、ジャカルタ首都圏全体の交通システムを考慮したうえで、後背地開発のコンセプト(ゾーニング提案含む)、フェーズI以降の長期港湾計画、及び新規アクセス道路・鉄道の長期的な整備計画を提案すること。

#### (10) 本邦技術活用の検討

本事業は本邦技術活用条件(STEP)となる見込みのため、調達・施工方法の検討段階において、本邦調達比率30%を満たすことが可能となる提案を行うこと。

#### (11) 民間企業のニーズの確認

本事業に関しては、複数の本邦企業が物流状況改善のために期待を寄せていると想定される。また、本事業の完工後は、民間オペレーターによる港湾運営が検討されて

おり、本邦企業の関心を踏まえつつ調査を進める必要がある。かかる背景を踏まえ、本邦民間オペレーター、首都圏東部工業団地に入居する民間企業、及び船社からのニーズ等を十分に確認し、港湾運営・維持管理体制、設計等の検討に反映できるよう努めること。

#### (12) 有識者からの意見聴取

本調査業務では、JICA は外部有識者等の助言・意見を聴取するために適宜アドバイザー体制を構築し、打合せの場を設定する予定である。その委員会等の運営事務（案内及び議事録作成等）についてはコンサルタントが行うこととする。外部有識者の選定及び支払いは JICA が実施する。

また、コンサルタントは、このような打合せの場において調査方針、報告書案及び調査結果等について説明・報告し、外部有識者等からの意見を踏まえた JICA の指示に基づき、報告書案の修正などの必要な対応を行う。

#### (13) 広報・メディア対応補助

本事業は大規模インフラ案件であるため、インドネシア及び日本向けに効果的な広報戦略とメディア対応が肝要となる。このため、日本政府及び JICA が行う広報・メディア対応に対し、資料作成等の補助を行う。補助に際しては、政治的リスクや誤解などを避けるべく、想定ターゲットに応じた適切な表現に最新の注意を払うとともに、わかりやすい表現を常に工夫すること（専門用語を避ける等）。加えて、コスト等調査内容、政府の内部情報等、取扱いに注意が必要な情報の管理は徹底すること。

#### (14) 法的整合性の確認

インドネシアにおいて大規模事業を推進するに当たっては、法的な観点での確認が不可欠である。このため、法的整合性の確認に関する機能を本契約に含める。同機能が取り組むべき業務の想定は以下のとおり。

- 1) 既存構造物（陸上・海中）等との干渉・影響、利害調整等に関するこれら地権者・権利者との法的調整に関する事項につき整理する。
- 2) 本事業の運営・維持管理体制等の検討における法的側面の検討。
- 3) その他、円借款事業として進めるにあたっての法的側面からの助言等。

#### (15) 他の技術協力プロジェクトとの連携

2014 年 5 月から JICA 技術支援「KPPIP サポートファシリティ」にて主要インフラ案件形成・実施促進にかかる重要課題の解決策の検討・提案業務を実施中である。本調査においても右技術支援が情報収集・提言等実施する可能性があるため、必要に応じて連携し、業務に取り組むこと。



## 6. 業務の内容

### 【ステージ I】 F/S

#### (1) インセプション・レポート (IC/R) の作成・説明・協議

JICAとの打合せ等を行い、円借款案件形成に向けたJICAの方針、留意事項、設計・概算事業費積算等にあたっての留意事項、想定される円借款の供与条件等を確認した上で、調査の基本方針、実施体制、作業計画（調査方法、工程、調査精度等）等を検討し、調査全般の作業項目及び作業分担を明示したIC/Rを取りまとめる。本レポートは調査全体を総覧するものであり、関係機関に広く配布・説明・協議するものであることを念頭に置く。

実施機関及び関係機関にIC/Rを提出し、十分な説明・協議の上同意を得る。協議結果は議事録としてまとめる。また、説明に際しては、簡潔で明瞭なプレゼンテーションを行い、関係者の十分な理解を得られるよう工夫する（以降の各説明・協議においても同様）。

また、IC/Rの説明時に、先方政府のカウンターパートの配置、体制の確認を行うこととする。

#### (2) 事業の必要性と背景の確認及び既存の調査報告書のレビュー（含、港湾及び周辺道路の需要予測）

##### 1) 既存情報収集による現況把握

これまでインドネシア運輸省による新港建設予定地選定調査、港湾 M/P 調査、「ジャカルタ首都圏東部地域運輸・物流改善調査」（2014年3月F/R）（以下「物流調査」という。）、及び「チラマヤ新港開発事業準備調査」（2016年2月F/R）（以下「チラマヤF/S」という。）等が実施されている。右調査の報告書や既存文献を基に、以下の項目を確認する。

- ① 空間・開発計画（国・州・県）
- ② ジャカルタ首都圏における運輸セクターの現状と課題
- ③ 運輸セクターにおける既存計画・政策との整合性
- ④ 環境社会配慮に係る情報

##### 2) 港湾及び交通需要予測

###### ① タンジュンプリオク港貨物のジャカルタ大首都圏における流通状況等の把握

###### a) コンテナ貨物

タンジュンプリオク港取扱貨物のジャカルタ首都圏におけるコンテナ貨物の流動状況について、現地の物流会社、船社、事業会社等からのヒアリング等を通じ、ジャカルタ首都圏における生産地、消費地ごとに、主要品目を把握するとともに、各品目の国内コンテナ、国際コンテナの別、およその量、仕向先もしくは仕向元について把握する。なお、生産地、消費地については、県または工業団地程度の単位とする。合わせて、将来動向についても、ヒアリング等を行い、確認する。

b) 完成車

タンジュンプリオク港取扱い完成車について、ジャカルタ首都圏の自動車メーカー、船社等へのヒアリング等を通じ、企業ごとに、積荷・揚荷の別、おおよそ量、仕向先もしくは仕向元について把握する。合わせて、企業ごとに、将来の生産計画についても把握する。

② ジャカルタ首都圏の工業団地の現況、将来計画

チラマヤF/S及び物流調査においては、インドネシア国内とりわけジャカルタ首都圏における、工業団地の現況について分析されている。本調査では、最新の情報に基づき、これをレビューするとともに、特に首都圏東部新港背後圏において、新たに整備、拡張などが計画されている工業団地について、計画概要等を把握する。

③ 首都圏東部新港の利用可能性及び要望等

パティンバンに新港が整備された場合の荷主及び船社の利用可能性及び要望（利用する場合の条件等）等を確認する。具体的な調査手法についてプロポーザルにて提案すること。

④ 港湾貨物需要予測及び貨物取扱容量（現況、将来）のレビュー

a) コンテナ貨物

チラマヤF/Sにおいては、港湾M/P調査をレビューし、タンジュンプリオク港とチラマヤ新港のコンテナ取扱の需要と容量のバランスについて、確認している。これを踏まえ、最新データを用いてジャカルタ首都圏のコンテナの総需要量を再確認するとともに、最新の情報に基づき、タンジュンプリオク港（既存のジャカルタコンテナターミナル、北カリバルターミナル）の現況及び将来動向を踏まえた取扱容量と需要の関係について、整理する。

b) 完成車

チラマヤF/Sにおいては、港湾M/P調査をレビューし、タンジュンプリオク港とチラマヤ新港の自動車取扱の需要と容量のバランスについて、確認している。これを踏まえ、最新データ（6. (1)2）①の結果含む）を用いてジャカルタ大首都圏の完成車の総需要量を再確認するとともに、最新の情報（6. (1)2）①の結果含む）に基づき、既存のタンジュンプリオク港の取扱容量（現況、将来）、タンジュンプリオク港と首都圏東部新港の分担についても再確認し、タンジュンプリオク港と首都圏東部新港の自動車取扱の需要と容量のバランスについて、整理する。

⑤ 首都圏道路混雑状況の確認

首都圏及びパティンバン地区周辺の高速度道路・国道等の交通量を把握し、将来の港湾需要予測を基に新港へのアクセス道路及び首都圏主要道路の交通量を予測する。

(3) 港湾施設配置計画

上記5. (4)で記述した港湾開発アドバイザーによる先行調査の結果を踏まえ、早期

施工が可能な港湾形状と実現可能な航路を検討し、港湾施設配置計画・航路計画を策定する。また、右計画を踏まえ、2019年開港を目標としたフェーズI-Iを含む今次円借款対象（フェーズI）のターミナル範囲を提案すること。また、運輸省港湾M/Pで定められた新国際コンテナターミナルの目標年次である2030年を全体事業完工目標とした上で、フェーズIの完工目標を設定すること。

尚、先行調査で収集した自然条件調査に不足分があれば、再委託調査としてプロポーザルにて提案すること。

#### (4) 事業実施計画の策定

##### 1) 航路・泊地浚渫計画の策定

上記6. (3)で策定した計画を踏まえ、航路・泊地浚渫計画を策定する。

浚渫土の沖捨て場、及び海外投棄が禁止された場合の浚渫土の利用方法もしくは浚渫土収容施設等の検討も行うこと。

また、航路上及び港周辺海域における既存及び将来計画されている石油・ガス施設の位置を把握し、船舶の航行安全上のリスクへの対応策を検討すること。

##### 2) 港湾施設及び港湾内道路・橋梁の基本設計実施

上記6. (3)で策定した計画を踏まえ、港湾や港湾内道路・橋梁について、円借款の対象となる構造物等を設定した上で、基本となる設計や構想、及びその代替案の確認・検討を行う。

港湾については、大規模な大水深港湾を想定した本事業の前提をふまえ、施工方法については実現可能性を踏まえて検討を行う。特に、軟弱地盤等の工期、事業費に大きく影響する事項については、十分に留意すること。検討ではその工法の技術的難易度を考慮の上、コントラクターによる技術提案を積極的に反映すべきかどうか提案すること。尚、土木工事に関しては設計・施工分離型が基本となるよう留意すること。

また、本事業に関連する機材、設備、工法等で、本邦企業に優位性がある技術について把握し、本事業における本邦技術の活用の可能性について検討する。必要に応じて日本企業へのヒアリングも実施しつつ、日本企業が国際的に比較優位を有している港湾施設に係る設備、機材及び工法を特定する。技術的妥当性、費用対効果が認められる場合には、JICAと協議の上、実施機関に対して積極的に採用を働きかけ、活用可能性について十分協議・調整を行うこと。そのうえで、適用可能なものは設計仕様を含めることとする。

なお、本件にかかる提案については、【ステージI】のF/RIには技術の概要のみを記載することとし、企業から収集したデータについては、当該技術を有する本邦企業や本邦技術の比較優位性等、詳細情報についてとりまとめ、JICAに別途提出することとする。

##### 3) バックアップエリア利用計画

港の効率的な港湾活動を実現するため、ユーティリティ設備、輸出入用の車両置き場、空コンテナ置き場、倉庫、駐車場等として使用するバックアップエ

リアに收容する施設を検討し、施設配置計画等利用計画を策定する。

4) 調達施工方法の検討

防波堤、護岸、バックアップエリア、浚渫、埋立・地盤改良（もしくは杭打ち）、岸壁、ヤード舗装、施設、港湾内道路・橋梁等の調達・施工方法を検討する。

また、調達すべき資機材の数量を算出し、国際競争入札や事業スキーム・契約形態に相応しいパッケージにて、外貨・内貨の割合を調査の上、パッケージごとに内訳を明示し、内外貨の設定根拠も明らかとすること。

本事業は、STEPの適用が想定されていることから、各調達パッケージにおける本邦技術活用可能アイテムなどについて、その優位性に係る背景・理由・根拠などを中国・韓国・欧米などのメーカーの技術と比較しつつ特定し、事業費算出結果に基づいて調達パッケージ毎を含む本邦技術適用比率についても詳細に算出する。

5) 事業実施スケジュールの検討

調達手続きを含めた施工期間について、月単位のバーチャートにより計画を策定する。この際、クリティカルな施工項目や、本体施工以外の工程（EIA・LARAPの作成・承認や住民移転・用地取得等を含む）を示した上で、スケジュールの妥当性を検討する。

尚、【ステージII】にて詳細設計（案）・入札図書（案）作成を予定していることから、【ステージII】のスケジュールも盛り込むこと。

遅延なく円滑に事業を進めるために、【ステージII】開始後に実施機関及び関係機関が対応すべき実施項目を一覧表にまとめて、実施部署、実施期限、実施の確認手段をまとめたアクションプランを作成する。

6) 事業費の積算

プロジェクトの事業は、以下に従って積算を行う。

① 事業費項目

事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて、内貨・外貨に区分して積算を行う。

a) 本体事業費（環境影響評価の緩和策及び用地取得・住民移転に係る費用を含む。）

b) 本体事業費に関するプライスエスカレーション

c) 本体事業費に関する予備費

d) 建中金利

e) フロント・エンド・フィー(FEF)

f) コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）

g) その他1（融資非適格項目）

用地取得等、関税・税金、事業実施者の一般管理費、他機関建  
中金利等

h) その他2

完成後の委託保守費、初期運転資金、移転地整備に係る費用、

研修費用、広報・啓蒙活動等に要する費用、本事業実施に伴い追加的に必要となる管理費等

このうち下線部についてはその算出方法等をJICAから指示することがある。

尚、【ステージII】でD/Dを行うフェーズI-Iの積算は優先的に実施し、フェーズI-Iとそれ以外に分けて記載すること。

#### ② 事業費の算出様式

概略事業費については、別途JICAが提供するコスト積算支援システム(Excel ファイル)の様式にて提出する。なお、同様式については、概略事業費を事業実施機関の各暦年へ割り振った形式となっている。

#### ③ 準拠ガイドライン

本業務にて設計及び積算を行うにあたっては、JICA作成の「協力準備調査の設計・積算マニュアル」(2009年3月)を参照すること。マニュアルには、代表的なセクターの標準的な内容が示されているので、本案件の特性と求められる水準に配慮しながら、設計及び積算に必要な情報の収集、検討・分析、結果の整理、結果の整理、設計・積算に関連する成果品(図面、設計総括表、積算総括表など)の作成を行い、JICAに対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

#### ④ 事業費に係るコスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減策を検討する。同縮減策(含む効果など)については、JICAと協議し、別途JICAが指示する様式にとりまとめ、提出する。

尚、フェーズI-Iについては早期施工が先方政府から求められているため、急速施工技術導入を優先し、コスト縮減策については実施機関と十分に協議の上、検討すること。

#### 7) 【ステージII】及び本事業の実施に必要なTOR・所要M/Mの提案

【ステージII】及び本事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービスの内容とその規模について、インドネシア側及びJICAと十分に議論したうえで検討し、その内容をインドネシア側と確認する。

#### (5) インテリム・レポート1(IT/R1)の作成

6.(4)までの中で、フェーズI-Iの基本設計・事業費概算及び【ステージII】のコンサルタントTOR・M/Mの提案を行った後、IT/R1としてとりまとめ、実施機関及び関係機関に説明を行い、協議を通して先方の同意を得ること。IT/R1は【ステージII】移行前にとりまとめる必要があるため、本調査開始後4ヵ月以内に実施機関の同意を得られるよう努めること。

#### (6) インテリム・レポート2(IT/R2)の作成

6.(4)までのうち、上記6.(5)で取りまとめた以外の業務についてとりまとめ、IT/R1に追記する形でIT/R2としてとりまとめ、実施機関及び関係機関に説明を行い、協

議を通して先方の同意を得ること。

#### (7) 事業実施体制、運営・維持管理計画の検討

##### 1) 実施体制の検討（法的位置づけ、業務分掌、組織構造、人員体制など）

インドネシアで実施されている港湾セクター整備に係る類似事業の実施体制、制度を把握したうえで、本事業を実施するに際しての体制のあり方について検討する。具体的には、事業実施体制の確認（PMU: Project Management Unit の設立等）、実施機関の所掌業務、組織構造、人員体制の確認（法的な位置づけを含む）について検討し、留意すべき項目について整理し、提言を行う。

##### 2) 実施機関の財務・予算構造・技術水準

インドネシアで実施されている港湾セクター整備に係る類似事業の財務・予算構造、技術水準を把握した上で、本事業を実施するに際しての体制の在り方について検討する。具体的には、実施機関の財政・予算状況及び技術水準（施工・調達管理能力）について検討し、留意すべき事項について整理し、提言を行う。

##### 3) 運営・維持管理体制の検討（法的位置づけ、業務分掌、組織構造、人員体制など）

フェーズ I-I から本格開業までは、運輸省傘下の港湾管理者が港湾運営・維持管理を行うこととなる。運輸省海運総局及び港湾管理者の掌握業務、組織構造、人員体制の確認（法的な位置づけを含む）、財政・予算状況等について確認する。また、新港における運営・維持管理体制を検討し、留意すべき事項について整理し、提言を行う。

さらに、本格開業後民間オペレーターに運営・維持管理業務を移行後の港湾管理者の業務について、他国の事例を参照としながら提言を行う。

##### 4) 実施機関、運営機関への技術支援

事業実施体制、運営・維持管理体制について、必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消にあたっては、技術的な支援の必要性について検討し、提案する。

#### (8) 事業効果の検討

本事業を①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、定量的指標（運用・効果指標）を設定し、ベースライン値とともに事業完成の約 2 年後を目途とした目標値の設定、データ入手手段の提案を行う。

また、本事業の財務計画・資金計画に基づき、経済・財務内部収益率（EIRR・FIRR）を積算する。EIRR・FIRR の算出にあたっては、計算前提を明らかにするとともに、算出に使用した計算シート（Excel 電子データ）をバックデータとして JICA に提出する。

#### (9) 環境社会配慮調査実施

##### 1) 環境影響評価

本調査は「JICA 環境社会配慮ガイドライン」（以下、「JICA 環境ガイドライ

ン」という。) (2010年4月公布)に基づき、環境アセスメント報告書(EIA)案の作成を行う。環境アセスメント報告書案には、世界銀行セーフガードポリシーOP4.01 Annex Bに記載ある内容を含めることとする。相手国等がスコーピング案と報告書案の段階で、それぞれ情報公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議を行うことを支援し、協議の結果を調査結果に反映させる。環境社会配慮助言委員会にスコーピング案と報告書ドラフトの段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。また、相手国等と協議の上、JICA環境ガイドライン(2010年4月)〈参考資料〉の環境チェックリスト案を作成する。

環境アセスメント報告書に関する主な調査項目は、以下の通り。

- ① ベースとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、先住民族の生活区域、及び経済社会状況等)の確認
- ② 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
  - a) 環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等
  - b) JICA環境ガイドライン(2010年4月)との乖離及びその解消方法
  - c) 関係機関の役割
- ③ スコーピング(事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施
- ④ 影響の予測(基本的に定量的予測を含む)
- ⑤ 影響の評価および代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討
- ⑥ 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- ⑦ 環境管理計画・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)の検討
- ⑧ 予算、財源、実施体制の明確化
- ⑨ ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議内容等)

また、インドネシア政府が行うEIA承認手続きへの支援を行う。EIAに係る手続きには時間がかかることが予想されることから、本調査において予め調査全体の工程を踏まえた上で、必要な手続き等を確認することとし、可能な限り初期の段階からEIA承認手続き支援に着手すること。

## 2) 社会配慮(住民移転・用地取得が生じる場合)

「JICA環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)に基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、もしくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下①~⑫のとおり。また、報告書の作成においては、「カテゴリB案件報告書執筆要領」に基づくこととする(本事業はカテゴリA案であるが、ガイドラインの指示に基づき、カテゴリB案件の要領を使用)。簡易住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果もJICAへ提出する。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認する。

- ① 用地取得・住民移転の必要性
  - ② 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
  - ③ 事業対象地の占有者の最低20%を対象とした家計・生活調査結果
  - ④ 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
  - ⑤ 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
  - ⑥ 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
  - ⑦ 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
  - ⑧ 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等）の特定及びその責務
  - ⑨ 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
  - ⑩ 費用と財源
  - ⑪ 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
  - ⑫ 事業の初期設計及び生計再建対策の代替案に係る住民協議結果
- 3) ステーク・ホルダー・ミーティングの実施

環境社会配慮に係る調査・検討結果に基づき、DGSTを中心に地方政府、住民、企業、漁業従事者、NGO等を含めてステーク・ホルダー協議を実施し、環境社会配慮に係る調査・検討結果について合意する。

なお、5. (4)2)のとおり、港湾アドバイザーによる先行調査として環境・社会調査が実施されている。右調査で収集したデータを確認したうえで確認し、不足分があれば補完すること。

#### (10) アクセス道路整備の提案

アクセス道路として想定されている既存国道1号線の改良、スバン県が土地収用を行った法線(約8km)での道路整備、両者の接続部分の改良等の概略設計を行った上で、施工スケジュール、事業費等を提案すること。また、スバン県の土地収用に係る手続きや補償がインドネシアの規定及び JICA ガイドラインに基づいて行われているか確認すること。

#### (11) 後背地の経済開発見通しを踏まえた、港湾の将来拡張計画、新規道路・鉄道を含む全体交通システムの検討 等

6. (1)2)の需要予測とジャカルタ首都圏全体の交通状況を考慮し、将来の港湾拡張計画、新規道路・鉄道含む全体交通システムを検討・提案すること。

#### (12) その他配慮事項

##### 1) 工事安全管理

本調査では、安全対策に係るインドネシアの法律・基準を確認するとともに、実施機関に対して ODA 建設工事安全管理ガイダンスに係る概要説明を行い、初期段階での情報収集及び相手国政府への理解促進を図る。Safety Control



System Checklist（フォーマットは別途 JICA が指定）を作成する。

2) ジェンダー主流化ニーズの調査・分析

インドネシアの当該セクターに関連するジェンダー政策を確認する。住民移転が発生する場合には、その影響は男女で異なることが予見されるため、移転計画支援においては以下のような点に留意する。

- a) 住民説明会におけるジェンダーバランスへの配慮
- b) 男女双方からのヒアリングを通じた対象地域被影響住民の適切な状況把握
- c) 寡婦世帯、女性世帯主世帯など、特に脆弱な状況におかれた世帯がある場合、特別保証措置の検討
- d) 補償金が支払われる場合、支払方法の検討（男性世帯主が独占し、配偶者に正確な補償金額が伝わらない、世帯が適切に裨益しない等の事例もある。）

3) 気候変動適応策への対応

本事業は気候変動の「適応」に資する可能性がある。例えば、気候変動により海面上昇や高潮・高波の頻度や強度の増加等が引き起こされ各種構造物の安全性が影響を受けることが懸念される場合、護岸施設・港湾施設等の整備・強化・嵩上げ等を行い港湾施設の防災能力を高め、気候変動による施設や資機材への被害、浸水が軽減され港湾機能が維持されることで適応事業として位置付けられる可能性がある。このため、「JICA 気候変動対策支援ツール」<sup>1</sup>を参照し、本事業における適応策を検討したうえで、報告書にとりまとめる。

なお、本事業の事業概要を踏まえ、気候変動への「適応」に資すると判断できない場合は、JICA と協議の上、その旨を報告書にまとめることとする。

(13) 【ステージ II】 の調査内容

【ステージ II】にて想定される業務は以下のとおり。（業務内容・スケジュールの詳細、所要 M/M 等は【ステージ I】にて検討を行う。）

【ステージ II】 詳細設計（D/D）（案）、入札図書（案）作成（対象：フェーズ I-I）  
<現時点で想定される項目のみ。>

- 1) 業務実施計画書の作成
- 2) 設計基準の作成
- 3) 設計仕様書の提案
- 4) 本事業の工事契約に係る詳細検討
- 5) 詳細設計（案）
- 6) 詳細設計（案）の設計照査
- 7) 詳細事業計画（案）の作成
- 8) 入札図書（案）作成
- 9) 本事業に係るその他計画・検討事項 等

(14) ドラフト・ファイナル・レポート(DF/R)の作成・説明・協議

調査結果を踏まえ、DF/Rを取り纏め、先方実施機関及び関係機関に説明し、協議す

<sup>1</sup> [http://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation\\_j.html](http://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation_j.html)にて公開されている。

る。

#### (15) ファイナル・レポート (F/R) の作成

DF/Rに関するインドネシア側のコメントへの対応を行い、ファイナル・レポートを完成させる。なお、承認過程に時間を要することが想定されるため、インドネシア側のレポート内容への確認等には迅速に対応すること。

### 7. 成果品等

#### (1) 【ステージI】 F/S

受注者は本業務の成果品として以下の成果品を発注者に提出する。記載事項及び部数は以下の通りとする。このうち、ファイナル・レポートを本業務の最終成果品とし提出期限は、2017年7月7日とする。

##### 1) 業務計画書

- ① 記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり
- ② 提出時期：契約開始後7日以内
- ③ 部数：和文5部

##### 2) インセプション・レポート (IC/R)

- ① 記載事項：業務の基本方針、業務方法、実施体制、作業工程、要員計画等
- ② 提出時期：2016年8月下旬
- ③ 部数：和文5部、英文15部（うち先方実施機関へ10部）（簡易製本）

##### 3) インテリム・レポート 1 (IT/R 1)

- ① 記載事項：自然条件調査・環境調査の分析結果、全体施設計画、航路計画、フェーズ I-I の基本設計・事業費概算等
- ② 提出時期：2016年10月上旬
- ③ 部数：和文5部、英文15部（うち先方機関へ10部）（簡易製本）  
CD-ROM：和文5部、英文8部

##### 4) インテリム・レポート 2 (IT/R 2)

- ① 記載事項：フェーズ I-I 以外の残りのフェーズ I の部分（フェーズ II）も含めた基本設計・事業費概算等現調査結果
- ② 提出時期：2016年12月下旬
- ③ 部数：和文5部、英文15部（うち先方機関へ10部）（簡易製本）  
CD-ROM：和文5部、英文8部

##### 5) ドラフト・ファイナル・レポート (DF/R)

- ① 記載事項：調査結果の全体成果（要約・EIA案等含む）

- ② 提出時期：2017年5月中旬
- ③ 部数：和文5部、英文15部（うち先方機関へ10部）（簡易製本）  
CD-ROM：和文5部、英文8部

6) ファイナル・レポート(F/R)

- ① 記載事項：調査結果の全体成果（要約・EIA案等含む）
- ② 提出時期：2017年7月上旬
- ③ 部数：和文5部、英文15部（うち先方機関へ10部）  
CD-ROM：和文5部、英文8部

7) その他提出物

① 業務従事月報

受注社は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員又は分任監督職員に提出する。

- a) 記載事項：業務人その概要
- b) 提出時期：毎月
- c) 部数：JICA及び発注者各1部

② 実施機関・関係機関・民間企業等との協議録

- a) 記載事項：C/Pとの協議等の際の協議・決定事項
- b) 提出時期：協議後、遅くとも1～2日以内を目途
- c) 部数：メールにてJICA側関係者に送付

③ 収集資料

- a) 記載事項：収集下資料、データ及びそのリスト
- b) 提出時期：業務終了時
- c) 部数：1部

IT/R 1・IT/R 2の巻頭には10ページ程度にとりまとめた要約を含め、要約の冒頭にページの色を変えた3ページ程度の要旨を含めること。DF/R・F/Rにおいては別冊にて要約版を作成すること。

(2) 【ステージII】詳細設計(D/D)(案)、入札図書(案)作成(対象：フェーズI-I)  
<現段階で想定される項目のみ>

- 1) 業務実施計画書
- 2) IC/R
- 3) プロGRESSレポート
- 4) IT/R
- 5) DF/R
- 6) F/R

- 7) 設計照査完了報告書
- 8) 事前資格審査 (P/Q) 書類 (案) 報告書
- 9) 入札図書 (案) 報告書
- 10) 再委託調査報告書
- 11) 業務従事月報、
- 12) 実施機関・関係機関・民間企業等との協議録
- 13) 収集資料

### (3) 報告書作成についての留意事項

各報告書のインドネシア政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に提出し、説明の上、その内容について了承を得るものとする。

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受ける。

図表リスト、略語リスト、参考文献等各種リストを記載し、転載するものは必ず出典を明記する。また、価格・費用等を現地通貨で記載する際には、その時点における円貨との交換レートを記載する。

作成にあたっては、原稿の段階で発注者と十分な協議を行うものとし、各報告書の実施窓口機関を含む関係機関への説明・協議の際には、先方の意見・要望等を聴取し、議事録に残すものとする。

### (4) 報告書の印刷仕様／電子化仕様

F/R 以外の報告書は簡易製本により作成し、報告書等の印刷、電子化 (CD-ROM) の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務の工程

【ステージ I】：2016年7月下旬から2017年7月下旬

【ステージ II】：2016年11月～2017年4月（予定）

なお、【ステージ II】に進むための前提条件等については、5. 実施方針及び留意事項（3）調査活動のステージ分け、のとおり。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### (1) 業務量の目安

【ステージ I】 61.53M/M

【ステージ II】 提示しない。

【ステージ II】の業務については、【ステージ I】の調査に基づき確定されることから、現時点で確定的な人月の提示を行わない。プロポーザル時点で想定される【ステージ II】の業務内容、作業計画、要員計画及び見積書の作成にあたり、その提案や積算については、以下のとおり対応し、プロポーザルに記載すること。ただし、【ステージ II】の業務に係る業務量等の提案内容は技術評価の対象とするが、見積額は価格評価の対象とせず、【ステージ II】の業務に係る契約を締結する際に交渉の基礎とすることとする。

詳細設計業務の対象範囲が以下のとおりになることを想定して、業務量を積算し、次項の業務従事者の構成を検討すること。

- 1) 設計基準の検討・作成
- 2) 設計仕様書の提案
- 3) 円借款事業の公示契約に係る詳細検討
- 4) 設計業務に必要な基礎データ・情報の整理
- 5) 詳細設計（案）（設計照査含む）
- 6) 詳細事業計画策定
- 7) 入札図書（案）（P/Q書類（案）含む）作成
- 8) 用地取得・住民移転に係る支援
- 9) 環境影響評価に係る支援
- 10) 広報・メディア対応補助

合わせて、業務量が増加する要因として、F/Sの結果発生する蓋然性の高い事項について具体的に列挙し、それぞれどのような業務か、どの程度の業務量が発生するのかについて、プロポーザルに記載すること。

なお、【ステージ II】の業務に係る契約を締結するに際し、業務量を以下の基準で査定する予定。

- 1) 日本国内で適用されている設計業務等の標準設計基準（設計業務等標準積算基準書等）により積算された業務量を参考とする。
- 2) 共同企業体内の役割分担を加味し、業務量を調整する
- 3) 上記1)の業務量を参考としつつ、現地での傭人や再委託により代替可能な業

務量を適切に控除、調整する。

- 4) 一方、国内での設計業務では想定されていないインドネシア政府との追加的な打合せ等が想定される場合は、これら業務を適切に追加、調整する。
- 5) インドネシアでの入札又は、国際入札における一般的な詳細設計の制度等について考慮し、業務量を調整する。
- 6) その他、必要な調整を行う。

## (2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。

なお、業務内容及び業務固定業務工程を考慮の上、より適切な要因構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、以下に記載の格付けは目安であり、これを超える格付け提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

### 【ステージ I】

- 1) 総括／港湾計画（2号）
- 2) 港湾施設設計（2号）
- 3) 環境・社会配慮（自然環境）
- 4) 環境・社会配慮（社会環境）
- 5) 航路浚渫
- 6) 海岸浸食・堆積対策
- 7) 施工計画／積算
- 8) 運営・維持管理
- 9) 荷役機器
- 10) 経済・財務分析
- 11) 需要予測
- 12) 航行安全上のリスク対策
- 13) 道路計画（改良提案）及び全体交通ネットワークの検討
- 14) 港湾内道路・橋梁設計
- 15) 広報・メディア対応補助

### 【ステージ II】

提示しない。

## 3. 参考資料

### (1) 貸与資料

以下の資料を東南アジア・大洋州部東南アジア第1課(03-5226-8933)より貸与します。

- ①協議議事録(M/M) (2016年4月にJICA本部よりミッションを派遣し、運輸省海運総局及び国家開発企画庁と協議)

- ②「チラマヤ新港開発事業準備調査」最終報告書  
(2) 公開資料 (JICA 図書館ウェブサイトより閲覧可能)
- ①「ジャカルタ首都圏港湾物流改善計画プロジェクト」  
[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/728/728/728\\_108\\_12068573.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/728/728/728_108_12068573.html)
- ②「ジャカルタ首都圏東部地域運輸・物流改善調査」最終報告書  
[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/pdf/12148516.pdf](http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12148516.pdf)  
[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/700/700/700\\_108\\_12148524.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/700/700/700_108_12148524.html)

#### 4. 現地再委託

【ステージ I】で現地再委託を想定している以下の項目については、当該調査について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める。

- (1) 交通量調査 (第 2 6. (2))
- (2) 自然条件調査 (第 2 5. (5))
- (3) 航行安全上のリスク対策 (第 2 6. (4))
- (4) 環境社会配慮調査 (データの収集・分析及び EIA・LARAP 関連書類作成・承認手続き等) (第 2 6. (9))
- (5) 広報・メディア対応補助 (第 2 5. (13))
- (6) 法的整合性確認 (第 2 5. (14))

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施・監督方法等につき、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。なお、(1)、(3)、(4)、(5)、(6)は必要経費を見積に含めることとし、(2)自然条件調査については、契約時点で数量を設定することが困難なため分けて見積もること(別見積)。

また、上記以外で業務上必要とされる再委託調査があれば、プロポーザルで必要な理由及び見積を明記の上、提案し、分けて見積もること。

#### 5. 業務用資機材

本業務実施のために、現地調査に際して本邦から携行するコンサルタント所有の資機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであつて、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

コンサルタントは調査遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案し、分けて見積もること。

#### 6. その他

##### (1) 関係者との連絡

先方関係機関、国際機関等の現地関係機関のほか、在インドネシア日本大使館、JICA インドネシア事務所、及び JICA 本部と連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告にあつては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮すること。

## (2) 共同企業体の結成について

① ステージⅠ、Ⅱを通した契約主体（「受注者」）としての共同企業体の構成企業は同一となります。（※共同企業体結成届は、ステージⅠ、Ⅱ通して1枚）

② 共同企業体代表者はステージⅠとステージⅡで変更可とします。ただし、業務主任者（総括）は共同企業体の代表者の者とします。

共同企業体代表者を変更する場合は、プロポーザルにその理由を明記ください。また、この場合、総括（及び副総括）は、ステージⅠ、Ⅱ両方の総括（及び副総括）を評価対象とすることとし、評価対象予定者の経歴書、特記すべき類似業務の経験等の必要書類をご提出ください。

③ 共同企業体代表者の変更に伴い、契約主体（「受注者」）としての共同企業体構成員の変更も可とします。（共同企業体構成企業の変更は不可）

また、ステージⅠ、Ⅱ各々において、共同企業体の全社の参加を必須とせず、以下の例の様に、一部の構成員の参加を可とします。なお、ステージⅠとⅡで契約主体（「受注者」）としての共同企業体構成員、参加（実施）企業の構成を変更する場合は、プロポーザルにその理由を明記ください。

※プロポーザルに明記した共同企業体構成員の変更は原則認めません。

（例）

【ステージⅠ】 受注者：共同企業体代表者：A、構成員：B、C、D、E  
参加企業：A、B、C（総括：A社の者、補強不可）

【ステージⅡ】 受注者：共同企業体代表者：B、構成員：A、C、D、E  
参加企業：B、D、E（総括：B社の者、補強不可）

## (3) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

## (4) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA インドネシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

## (5) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口又は JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上



首都圏東部新港開発事業 地図



※ 首都圏東部工業団地(日本企業の工場が集積)から港湾への距離

工業団地 ~ タンジュンプリオク港(既存港) 約 70km

工業団地 ~ パティンパン 約 70km

事業のフェーズ分け及び調査のステージ分けの概念図

